

各 位

美作市保健福祉部高齢者福祉課

美作市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号指定事業の実施及び その他必要事項について

美作市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の第1号指定事業（訪問型サービス、通所型サービス）の実施にあたり、対象となるサービス、市の要綱、指定申請等の方法、その他必要な事項についてお知らせします。

記

1 総合事業における指定事業者の指定

従前の都道府県等が行う指定事業者の指定は、介護保険法による指定事業者の人員、設備等の基準に基づいて指定が行われていることから、たとえば、岡山県知事の指定を受けた事業所は、その所在する市町以外の市町村の被保険者にもサービスが提供できる取扱いとなっていました。

しかし、総合事業は、市町村別の地域支援事業として位置づけられ、各市町村が、指定事業者の人員、設備等の基準を決定し、指定事業者の指定が行われるため、その効力は、指定権者である市町村の被保険者に提供されるサービスに限定されています。

このため、各事業者は、サービスを提供する被保険者が複数の市町村にわたる場合は、それぞれの市町村の事業者指定を受ける必要があります。

2 総合事業における指定事業者の指定の対象となるサービス

指定事業者の指定の対象となる総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）のサービスは、市町村が採用する施策によって異なりますが、本市の場合は、次のサービス名となります。

厚生労働省のガイドライン等におけるサービス名	美作市のサービス名
・旧介護予防訪問介護（従前の介護予防訪問介護相当）	・介護予防訪問サービス
・旧介護予防通所介護（従前の介護予防通所介護相当）	・介護予防通所サービス
・訪問型サービスA（市独自の基準緩和型）	・生活援助型訪問サービス
・通所型サービスA（市独自の基準緩和型）	・生活援助型通所サービス

☞ サービスの基準等については、[7](#) 総合事業に関する要綱について) に示す、美作市の各実施要綱のとおり。

☞ 厚生労働省が示す「旧介護予防訪問介護（従前の訪問介護相当）」等は、サービス名として使いにくいことか

ら、各市町村で個別にネーミングされています。

3 みなし指定について

平成 27 年 3 月 31 日現在で、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業者については「みなし指定」の特例がありましたが、総合事業におけるみなし指定の有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日に終了しています。

みなし指定の更新を受けていない事業所が、新たに第 1 号事業のサービスを提供する場合には、改めて指定事業者の指定の手続きが必要です。

4 指定申請の手続きについて

(1) 指定申請の受け付けについて

指定申請は随時受け付けますが、指定の開始は原則毎月 1 日となります。指定申請を行う場合は、サービスの開始予定日が属する月の 2 ヶ月前の末日までに指定申請書を提出してください。(平成 31 年 4 月 1 日から開始する場合、平成 31 年 2 月 28 日までに指定申請が必要)

また、指定申請を行う場合は、申請前に高齢者福祉課へ連絡の上、確認及び事前協議を行ってください。要件を満たしていなかったり、書類の不備等により、軽微な修正で補正が困難な場合は、受付を行いません。

(2) 申請者の要件について

申請者の資格は、法人です。その他、必要な要件は、後述の [7](#) 総合事業に関する要綱について) に示す「指定等に関する要綱」のとおりです。

(3) 生活援助型訪問（通所）サービスの指定について

美作市内に所在する事業所のみ指定を行います。市外に所在する事業所は指定申請を受け付けません。

(4) 住所地特例対象者等の場合

住所地特例対象者に対する総合事業については、被保険者が居住する施設が所在する市区町村が行います。したがって、他市区町村の被保険者であっても、美作市の施設へ居住し美作市の住民である住所地特例対象者については、美作市の地域包括支援センターがケアプラン作成等の支援を実施し、美作市の総合事業のサービスが提供されます。

《住所地特例とは》

介護保険施設等（住所地特例対象施設）に入所することにより、施設の所在地に市区町村の区域を超えて住所を移転した被保険者は、引き続き従前の市区町村（住所移転前に保険者であった市区町村）の被保険者とする特例。

住所	保険者	住所地特例	総合事業
美作市	美作市	非該当	美作市
美作市	A町	該当	美作市
A町	美作市	該当	A町
A町	A町	非該当	A町

※住所・保険者共に他市区町村である利用者に対しての総合事業のサービス提供は、他市区町村の総合事業として

行うこととなります。

⇒ 他市町村が指定した事業者によるサービス提供

※指定の手続き、要件等は市区町村によっては異なるため、それぞれの市町村に確認してください。

(5) 美作市民である被保険者から美作市外の事業所の総合事業のサービスの利用希望等があった場合

総合事業のサービスは、制度上、どの市区町村の被保険者であるかに関わらず、住民票のある（住所地特例を含む）市区町村の総合事業の利用が可能となっているため、特別に配慮すべき場合を除き、被保険者の自己都合等で、隣接する他の市区町村の事業所のサービスを利用したり、住民票を異動しないまま遠方の市区町村等に居住し、その市区町村の事業所のサービスを利用することは、制度上想定しておりません。そのため、美作市においては、原則、美作市外の事業者の新規指定を受け付けておりません。

したがって、隣接する他の市区町村の事業所のサービスを利用したいという希望等があった場合には、美作市の事業所のサービスを利用するよう説明してください。また、住民票を異動しないまま遠方の市区町村等に居住している当市の被保険者から、その市区町村の事業所のサービスを利用したいとの希望等があった場合は、原則、居住する市区町村へ住民票を異動するようお願いしております。

なお、何らかの事情等により住民票が異動できない等、特別に配慮すべき場合には、関係者、被保険者本人又は親族等から事情を確認させていただき、必要性を判断させていただきますので、別に定める「美作市総合事業における他市区町村所在事業所の利用に関する理由書」を事前に提出していただきます。

その場合においても、美作市から、特定の事業者に対して指定申請を勧奨したり、手続き要件を緩和する等の特別な配慮は原則できませんので、特に被保険者等への支援にあられる関係者におかれましては、制度の趣旨をご留意の上、必要な支援等お願いいたします。

なお、特別な配慮等が必要と判断した被保険者のための総合事業のサービスの利用にあたっては、美作市内の事業者と同様に、事前に美作市の指定を受ける必要がありますので、事業者におかれましては、当市へ事前協議、本通知及び必要書類等をご確認の上、手続きを行ってください。

総合事業においては、地域単価の特例がありますので、美作市と異なる地域の事業者が、美作市民である被保険者にサービスを提供した場合は、介護給付などとは地域単価の適用が異なる場合があります

5 指定申請の期間等

(1) 指定申請の期間

指定日は、毎月1日とします。申請書類は、前々月の末日（土・日曜日・祝日の場合は、その直前の平日）までに提出してください。

(2) 申請先

美作市保健福祉部 高齢者福祉課（美作保健センター内）

〒707-0014 美作市北山390-2 電話：0868-75-3912

(3) 申請方法

郵送又は直接申請先の窓口へ

(4) 提出部数

申請書類一式をA4ファイルでまとめて、1部ご提出ください。

6 申請書類について

申請書類等の様式については、市のホームページに掲載している様式をご確認ください。

※介護職員処遇改善加算の算定を行う場合には、必ず加算の届出を行ってください。

7 総合事業に関する要綱について

(1) 美作市の総合事業に関する要綱は次のとおりです。

- ・美作市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- ・美作市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱
- ・美作市介護予防訪問サービス実施要綱
- ・美作市介護予防通所サービス実施要綱
- ・美作市生活援助型訪問サービス実施要綱
- ・美作市生活援助型通所サービス実施要綱

本市の総合事業の場合は、「美作市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に中心的な事項を規定し、それ以外の細則的な事項を各要綱で規定しています。指定事業者については、該当する規定の全てに適合する必要があります。

☞総合事業に関する要綱については、美作市ホームページに掲載しています。

(2) 本市の指定基準の概要

<p>・介護予防訪問サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧介護予防訪問介護の指定基準と基本的に同じです。 ・旧介護予防訪問介護の「介護予防訪問介護サービス計画」が「介護予防訪問サービス計画」と変わるなど、主に、語句の修正等が行われています。
<p>・介護予防通所サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧介護予防通所介護の指定基準と基本的に同じです。 ・上欄と同様に、主に、語句の修正が行われています。
<p>・生活援助型訪問サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧介護予防訪問介護の指定基準がベースになりますが、主に、人員の基準について、緩和した規定となっています。 ・訪問介護事業所・介護予防訪問サービス事業所（旧介護予防訪問介護事業所）と一体的に運営する形態については、基本的には、これらの指定基準に準じた上で、生活援助型訪問サービスに必要な緩和した人員基準を遵守する必要があります。
<p>・生活援助型通所サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧介護予防通所介護の指定基準がベースになりますが、主に、人員・設備の基準について、緩和した規定となっています。 ・通所介護事業所・介護予防通所サービス事業所（旧介護予防訪問介護事業所）と一体的に運営する形態については、基本的には、これらのサービスの指定基準に準じた上で、生活援助型通所サービスに必要な緩和した人員基準を遵守する必要があります。

☞ 基準等の概要については、事業者説明会資料（平成28年8月24日開催）の4ページ以降を参照してください。

(3) 事業者指定の有効期間

本市の総合事業の事業者指定の有効期間は、6年です。

8 指定の更新について

美作市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第5条の規定により、指定事業者の指定の効力について有効期間が設けられています。このため有効期間満了後も指定の効力を有効にするためには指定の更新を受ける必要があります。

(1) 指定更新申請の期間

指定更新日は、毎月1日とします。更新申請書類は、指定の指定更新開始予定日の属する月の前々月の末日（平成31年3月31日で指定有効期間が満了し、平成31年4月1日から更新する場合、平成31年2月28日までに指定申請が必要。土・日曜日・祝日の場合は、その直前の平日）までに提出してください。

(2) 美作市外の事業所の指定更新について

平成 31 年 3 月 31 日以前において、美作市の総合事業の指定を受けている美作市外の事業所については、平成 31 年 4 月 1 日以降、指定更新満了日時点において、一定期間（概ね 3 ヶ月）美作市の被保険者の利用が無い（美作市の住所地特例対象者を除く）場合は、原則、指定更新を受け付けません。

そのため、新たに、美作市の被保険者から、美作市に隣接する市区町村の事業所に対しサービスを利用したいという希望等があった場合には、美作市の事業所のサービスを利用するよう説明してください。

また、新たに、住民票を異動しないまま遠方の市区町村等に居住している美作市の被保険者から、その市区町村の事業所のサービスを利用したいとの希望等があった場合は、原則、居住する市区町村へ住民票を異動するようお願いすることとしております。何らかの事情等により住民票が異動できない等、特別に配慮すべき場合には、関係者、被保険者本人又は親族等から事情を確認させていただき、必要性を判断させていただきます（任意の様式等により、理由等を書面にて確認させていただく場合があります。）。

このような場合において、美作市から、特定の事業者に対して更新手続きを勧奨したり、手続き要件を緩和する等の特別な配慮は原則できませんので、特に被保険者等への支援にあたられる関係者におかれましては、制度の趣旨をご留意の上、必要な支援等お願いいたします。

(3) 注意事項

- ・指定更新にあたり、疑義等がある場合は、更新申請前に高齢者福祉課へ連絡の上、確認及び事前協議を行ってください。要件を満たしていなかったり、書類の不備等により、軽微な修正で補正が困難な場合は、受付を行いません。
- ・更新を希望する事業者は、必要書類を整えた上で更新申請受付最終日までに申請を行ってください。
- ・審査の結果、適切な更新申請に対しては、有効期間満了日までに更新通知書を送付します。
- ・更新を希望しない事業者は、現在サービス提供をしている利用者に対し廃止後の対応を行うとともに、その旨を市に連絡ください。
- ・指定基準、運営基準を満たすことができないと判断される事業者は、指定の更新を受けることができません。
- ・美作市以外の被保険者にサービス提供をしている事業者は、当該市町村に対しても更新申請を行う必要があります。指定有効期間満了日及び指定基準が美作市とは異なりますので、詳細は当該市町村にご確認ください。

9 指定の有効期間の短縮について

事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新が必要ですが、当市の総合事業のサービスについては、既に指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する場合に限り、指定有効期間を短縮し、指定済の同種のサービス（訪問介護と介護予防訪問サービス、通所介護と介護予防通所サービス等）と指定有効期間の満了日を合わせるすることができます。これにより、同種のサービスと同時に指定更新手続きを行うことが可能となります。

指定有効期限を短縮する場合は、「指定有効期間の短縮申出書」を提出してください。

10 体制等に関する届出について

既に届け出ている加算等の体制を変更する場合は、「変更届出書（様式第4号）」、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」、その他添付書類を美作市保健福祉部高齢者福祉課へ提出する必要があります。

(1) 届出日及び加算算定開始月について

- ・届出日が毎月15日以前の場合、加算算定開始月は翌月
- ・届出日が毎月16日以降の場合、加算算定開始月は翌々月

(2) 注意事項

- ・新たに加算を算定する場合や既に届け出ている加算の種類を変更する場合、新たに減算の対象となった場合に、届出が必要となります。
- ・既に届け出ている加算が算定できなくなった場合についても、届出が必要です。
- ・他市町村の被保険者が利用している場合には、当該市町村に対しても届出が必要です。

11 指定後の変更

指定後の変更届出について、既に申請・届出をしている事項について変更があった場合は、10日以内に変更届出書（様式第4号）を添付書類とともに提出する必要があります。

12 廃止・休止、再開、指定辞退の届出

(1) 事前届出制について

事業の運営が出来なくなった場合は、廃止又は休止の旨を美作市に1月前までに届け出を行ってください。例えば、1月1日から事業を休止しようとする場合、11月30日までに届け出の必要があります。

(2) 継続的なサービスの確保

事業を廃止し、又は休止しようとするときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者、その他関係者と連絡調整を行わなければなりません。

13 報酬請求について

(1) 報酬コード等について

区分	訪問サービス	通所サービス	地域区分単価	報酬単価
介護予防 (みなし)	A 1	A 5	事業所所在地の 地域区分単価	国が定める単位数 × 地域区分単価

介護予防 (従前相当)	A 2	A 6	美作市の 地域区分単価	美作市が定める単位数 × 地域区分単価
生活援助型 (緩和型)	A 3	A 7	美作市の 地域区分単価	美作市が定める単位数 × 地域区分単価

- ・ みなし指定によるサービスの請求コード（「A 1」、「A 5」）については、平成 30 年 3 月 31 日をもって適用を終了しています。そのため、平成 30 年 4 月 1 日から過誤、月遅れ請求以外で利用することはありません。
- ・ 従前相当の訪問（通所）サービスは、（介護予防訪問サービス「A 2」、介護予防通所サービス「A 6」）として実施しています。請求コードにご注意ください。
- ・ 従来のサービスに加えて、市独自の緩和した基準によるサービス（生活援助型訪問サービス「A 3」、生活援助型通所サービス（A 7））を実施しますが、基準・内容・単価は従前のものと異なり、市独自に請求コードを設定しています。

☞ 事業者報酬の額（サービスコード）は、本市ホームページに掲載する額になります。

14 美作市独自の基準緩和型訪問サービス従事者研修について

(1) 従事者研修とは

美作市の生活援助型訪問サービスは、総合事業の「多様なサービス」のメニューの一つとして、現行の介護予防訪問介護の指定基準を緩和し、ホームヘルパー資格を有しない方が生活援助（身体介護を除く。）に従事できるようにするサービスです。

美作市では、市が従事者養成研修を実施し、その修了者を生活援助型訪問サービス事業者が雇用し、ケアマネジャーのマネジメントにより、生活援助の支援を必要とする方にサービスをご利用いただきます。

この生活援助型訪問サービスに従事することが可能な方は、次のとおりです。

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員初任者研修等修了者
- ③ 美作市が実施する従事者研修の修了者

(2) 従事者研修の実施予定

研修の実施予定については、本市のホームページに随時掲載いたします。

15 定款等の変更について

(1) 定款の変更について

総合事業のサービスを提供するにあたり事前に定款の変更が必要となります。指定申請時に定款の変更が

できていない場合は、現在の定款を添付し、定款の変更ができ次第、変更後の定款を提出してください。(美作市の取り扱い)

なお、定款への記載例については、下記のとおり例示しますが、定款の変更等の取扱いについては、その届出先となる所轄庁（岡山県、法務局等）にご確認されますようお願いいたします。

(2) 運営規程について

総合事業の指定申請時に、運営規程に総合事業についての記載が必要となります。総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護（通所介護）の運営規程を修正し、一体のものとして作成することも可です。

しかしながら、緩和型訪問（通所）サービス（生活援助型訪問（通所）サービス）については、人員配置や定員管理等の基準が異なるため、別に作成することを推奨します。

※運営規程の例については、市ホームページへ掲載している申請書類等の様式にある記載の参考例を参考にしてください。なお、指定申請の必要書類の一つである「運営規程」については、その条項中に、各指定権者の規則・要綱に規定する名称や内容を記載する必要があるため、記載内容や届出の可否については、それぞれの指定権者へ確認してください。

(3) 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所

- ・ 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業の利用開始時に利用者ごとに契約してください。
- ・ 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に係る事項を追加して作成することも可とします。
- ・ 重要事項の説明等については、従前の運営基準と同じく、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を文書により得る必要があります。
- ・ 契約書等については、事業者と利用者の取り決めであり、必要な内容を改めて取り交わすことが適当と考えます。しかしながら、提供されるサービス名や内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないものと考えます。いずれの方法によるかについては、それぞれの事業所において判断してください。

【定款、運営規程、重要事項等の記載例】

従 前	変 更 例
介護予防訪問介護	介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護保険法に基づく第1号通所事業

※これらの記載例、参考例については、あくまで例示であるため、文面案により生じた損害等を美作市が負担するものではありません。

(4) 福祉関係法間の事業の定義

現行の福祉関係法の用語の定義では、次表の左の欄の法律の用語が、その右側の欄の法律の用語を包含するという関係にあります。

社会福祉法	老人福祉法		介護保険法	
			総合事業移行後	総合事業移行前
第2種社会福祉事業 (第2条第3項4号)	老人居宅生活支援事業 (第5条の2第1項)	老人居宅介護等事業 (第5条の2第2項)	第1号訪問事業 (第115条の45第1項第1号イ)	介護予防訪問介護
		老人デイサービス事業 (第5条の2第3項)	第1号通所事業 (第115条の45第1項第1号ロ)	介護予防通所介護

このため、従前の定款の事業目的や提供サービスの表記次第では、その変更・追加が不要となる場合もあるようです。たとえば、定款の事業目的が、「老人福祉法による老人居宅介護等事業」と規定されておれば、この事業の中に第1号訪問事業が包含されていることとなりますが、定款の変更等の取扱いについては、その届出先となる所轄庁（岡山県、法務局等）にご確認されますようお願いいたします。

美作市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A（抜粋、質問の多いもの）

1 サービス基準

問1

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（従前相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）について、一体的にサービスを提供することは可能か？

答1

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（従前相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）については、一体的に提供することが可能である。介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することが想定され、それぞれのサービスの提供に支障がない範囲内で職員の兼務等も可能となっている。

基準緩和と一体的に実施する場合は、「プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする」とされている。

問2

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（従前相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）を、一体的にサービスを提供する場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか？

答2

通所介護と介護予防通所サービスを一体的に行う場合については、現行と同様に「利用定員×3㎡以上」が必要。これに加え、生活援助型通所サービスを一体的に行う場合については、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、「事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要」がある。

「事業所全体の利用定員」とは上記の場合、通所介護と介護予防通所サービスの利用定員に、生活援助型通所サービスの利用定員を加えた人数となります。生活援助型通所サービスの利用定員については、指定申請時に事業所毎に定めていただくこととなります。

問3

生活援助型通所サービス（基準緩和）の人員配置基準のうち、介護職員について「～15人：専従1以上に必要数を加えた数」の必要数について、具体的に教えてほしい。

答3

介護職員の人員配置については、利用定員が15人未満の場合は専従1以上、15人以上の場合は利用者1名につき、専従0.1以上としています。仮に利用定員が1人であったとしても、専従1以上の介護職員は必要となります。

問4

短時間型の（介護予防）通所介護を午前午後で2単位行っている。総合事業に移行した場合、今までどおり要介護者、要支援者混在でのサービス提供が可能か？また、可能な場合の人員配置基準はどのようになるか？

答4

介護予防通所サービス（従前相当）としてサービス提供される場合は、基準上の考え方に変わりありません。生活援助型通所サービスを提供する場合には、基準等が変わってきますので、注意が必要です。

2 指定関係

問1

他市町村の事業所において、美作市の被保険者（住所地特例対象者でない者）に対し、生活援助型訪問（通所）サービスを提供することは可能か？

答1

美作市独自の基準緩和型サービスである生活援助型訪問（通所）サービスについては、他市町村の指定を受けていません。

又は介護予防訪問（通所）サービス（従前相当）については指定を受けることで利用が可能である。

問2

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（従前相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）を一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員について、どのように考えるのか？

答2

生活援助型通所サービス（基準緩和）の利用定員に関わらず、通所介護と介護予防通所サービス（従前相当）の合計定員が18人以下であれば、地域密着型通所介護となる。

3 報酬請求関係

問1

総合事業のサービスの利用開始や終了時について、日割り等の請求方法はどのように行えばいいか。

答1

従前の予防給付と異なり、利用開始については契約日を起算日とし、利用終了日については契約解除日となります。ただし、利用者と事業者の双方の合意により、利用開始日又は利用終了日を起算日とすることも可能です。

問2

通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションを併用することは可能か。

答2

従前の介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションと同様、併用することはできません。

問3

総合事業の介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスについて、日額単価がコード表に設定されているが、日割単価も設定されるため、どのような場合に使用すればいいのか。

答3

当市のコード表に設定を行ってはおりますが、現在美作市においては、月額単価で運用を行っているため、特に事情がある場合を除き運用しておりません。当市が指定する場合を除き使用しないでください。